

## 林野火災注意報・林野火災警報の運用開始について

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を受け林野火災予防の実効性を高めることを目的とした火災予防条例の改正が行われ、令和8年3月1日より運用を開始します。



### 林野火災注意報

気象状況が林野火災の予防上注意を要するとき  
対象となる区域を指定 → 林野火災注意報 発令  
↓  
火の使用の制限に従うよう努めなければならない

気象状況  
予防上注意

区域指定  
(八雲地域・  
熊石地域)

火の使用制限  
努力義務

### 林野火災警報

林野火災の発生の危険性が高いとき  
対象となる区域を指定 → 林野火災警報 発令  
↓  
火の使用の制限に従わなければならない

林野火災  
発生の危険性

区域指定  
(八雲地域・  
熊石地域)

火の使用制限  
義務

### 屋外において制限されることとは？



火入れ



煙火（花火）



たき火



喫煙



残り火の始末

林野火災注意報・警報は原則、3月から6月までの間に一定の気象条件となった場合に、八雲地域・熊石地域それぞれに発令します。  
発令された場合は、八雲町ホームページや八雲町公式LINEなどにより周知・広報を行います。

お問い合わせ先 八雲町消防本部 八雲消防署予防課 0137-63-2686  
熊石消防署予防係 01398-2-3393